

# 令和元年度事業計画

## 第1 基本方針

長野県では、概ね2030年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための行動計画「しあわせ信州創造プラン2.0」を策定して、県民が将来にわたってしあわせに暮らし続けられるようにするための施策を展開している。

この計画のなかで、生命・生活リスクを軽減させるための交通安全対策として

2022年までに年間の交通事故死傷者数8,500人以下とすることを目標に掲げて各種施策を推進している。

当支援センターでは、この目標の達成に向け、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、参加・体験・実践型の教育方法を活用した効果的な交通安全教育の推進、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底及び反射材・自発光材の普及促進などの交通安全に関する普及啓発活動を推進し、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通安全の確保を自らの課題として捉え、悲惨な交通事故を1件でも減らすため事業計画に沿った活動を積極的に展開していく。

## 第2 事業計画

### 1 事業体系

一般財団法人長野県交通安全教育支援センター定款第4条(事業)に基づき、事業項目ごとに次の事業を推進する。

- (1) **高齢者、子ども、身体障がい者等の交通安全教育活動(第1号)**
  - ① 参加・体験・実践型の出前式交通安全教室の開催
  - ② 高齢者に対する交通安全教育の充実
  - ③ 幼児、児童に対する交通安全教育の充実
  - ④ 身体障がい者等に対する交通安全教育
- (2) **県民の交通安全意識の普及高揚活動(第2号)**
  - ① 交通安全啓発事業の共催、支援
  - ② 児童、家庭及び地域の交通安全意識の向上
  - ③ シートベルト、チャイルドシートの正しい使用
  - ④ 各種交通安全関係行事等への協力・支援
- (3) **暴走族等による県民の安全を侵害する事案の防止活動(第3号)**
  - ① 長野県暴走族追放県民会議への支援
  - ② 暴力団排除活動事業への助成
  - ③ 犯罪被害者の支援活動
  - ④ その他の支援活動
- (4) **自動車運転者の育成、安全運転指導等に係る教育施設の提供(第4号)**
- (5) **長野県公安委員会が行う自動車運転免許試験に対する協力(第5号)**
- (6) **その他の事業活動(第6号)**
  - ① 自治体との協働
  - ② 交通安全教育技能の底上げ
  - ③ 交通安全教育器材の開発と普及促進

## 2 事業計画

### (1) 高齢者、子ども、身体障がい者等の交通安全教育活動

#### ① 参加・体験・実践型の出前式交通安全教室の開催

免許保有者や現役世代等と違って交通安全教育を受ける機会の少ない「幼児」「児童」「高齢者」のいわゆる交通弱者を重点対象とし、交通安全教育指針に基づいた「参加・体験・実践型」の交通安全教室を昨年度に引き続き

年間 1, 100回 受講者 14万人  
を目標に実施する。

また、交通安全教育の推進に当たっては、「思いやりの心を育むこと」を要諦に置き、

- 「止まる」「見る」「待つ」の周知
  - 「子どもと手をつなぐ」「子どもから目を離さない」の周知
  - シートベルト、チャイルドシートの着用推進
  - 「夜光反射材」「自発光材」の活用促進
- を重点推進項目として交通安全教育を実施する。

#### ② 高齢者に対する交通安全教育の充実

高齢者に対する交通安全教育は、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に個人差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させ、安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得、反射材・自発光材の活用等高齢者の自発性に配慮した交通安全教育を実施する。

具体的に進める事業は次のとおりである。

- 孫からおじいちゃん、おばあちゃんへの反射材プレゼント事業
- 交通安全教室における高齢者による反射材手作り事業

#### ③ 幼児、児童に対する交通安全教育の充実

幼児に対する交通安全教育の目標を、心身の発達段階や地域の実情に応じ基本的な交通ルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせことに置き、歩行者や自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等を理解させることに重点を置いた交通安全教育を実施する。

また、新一年生の保護者が入学までに家庭で子どもに安全指導が行えるようにするための交通安全教育を推進する。

具体的に進める事業は次のとおりである。

- 交通安全モデル園事業
- ピタッとストップ大作戦
- 新一年生の保護者を対象とした交通安全教育

#### ④ 身体障がい者等に対する交通安全教育

これまでも要請に基づき、長野ろう学校、上田養護学校などで交通安全教室を開催しているが、障がいの程度に応じた交通安全教育を行うために、指導員のレベルアップを図り、創意を凝らした交通安全教室を実施する。

また、身体障がい者と健常者が混在する交通安全教室では、より身体障がい者に配慮した交通安全教室を実施する。

## (2) 県民の交通安全意識の普及高揚活動

県民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、関係機関・団体と連携して、効果的な活動を展開する。

### ① 交通安全啓発事業の共催、支援

長野県交通安全運動推進本部や交通安全関係団体が主催する交通安全啓発に係る各種行事を共催し、これを支援する。

具体的に進める事業は次のとおりである。

- 交通事故ゼロチャレンジ事業の共催
- 交通安全子ども自転車長野県大会の支援

### ② 児童、家庭及び地域の交通安全意識の向上

当法人では、長野県、長野県教育委員会及び長野県警察の後援を得て、県下全ての児童の自主的な交通安全意識の向上と地域及び家庭の交通安全意識の向上を図ることを目的として平成29年度から「僕たち・私たちの交通安全宣言」事業を実施している。同事業はこれまでに、一定の成果を収めているが、交通安全教育に係る事業は、その目的を短期間で達成することが難しいことから、引き続き平成31年度も展開していく。

### ③ シートベルト、チャイルドシートの正しい使用

運転席のシートベルト着用率と比較してチャイルドシートの着用率は低く、自ら身を守ることができない乳児、幼児の安全を確保しなければならない保護者が、その義務を果たしているとはいえない現状である。

幼稚園・保育園における保護者を対象とした交通安全教室、病院の母親学級の間を利用した妊婦を対象としたマタニティ交通安全教室において、妊娠中のシートベルト着用のポイント、チャイルドシートの正しい装着、幼児を交通事故から守るポイントを重点的に指導していく。

### ④ 各種交通安全関係行事等への協力・支援

県民の交通安全意識の普及高揚を図るため、交通安全関係機関・団体が主催する季節ごとの交通安全運動、交通安全功労者表彰、交通安全市民・町民大会等の関係行事へ、事務局職員、指導員を派遣して必要な支援を行う。

## (3) 暴走族等による県民の安全を侵害する事案の防止活動

### ① 長野県暴走族追放県民会議への支援

長野県暴走族追放県民会議に協力して、「暴走族等による不法行為は許さない」という県民一人ひとりの暴走族追放意識の高揚を図り、青少年の健全育成、安全で快適な交通環境及び平穏な生活環境を確保するため、家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体、市町村、県及び警察と連携し、暴走族等追放のための広報・啓発活動を支援する。

② 暴力団排除活動事業への助成

暴走族構成員やその予備軍への暴力団の介入を阻止するため、暴力団対策の主たる活動機関である長野県暴力追放県民センターの活動を助成する。

③ 犯罪被害者の支援活動

犯罪被害者のみならず、交通事故に遭遇した被害者及び関係者に対する支援活動を行っている長野犯罪被害者支援センターの活動を助成する。

④ その他の支援活動

高齢者の交通事故防止に併せ、大きな社会問題となっている高齢者の特殊詐欺被害を防止する活動を支援する。

また、県民の安全・安心の基盤を支える警察官の採用に当たり、より良き警察官採用のための活動を支援する。

(4) 自動車運転者の育成、安全運転指導等に係る教育施設の提供

当法人が所有する教習施設について、5指定自動車教習所と賃貸契約を締結するとともに、この5自動車教習所を特別協賛者として位置付け、優良な自動車運転者の育成に寄与する。

また、自動車教習所が開催する交通安全教室へ積極的に参画するとともに、自動車教習所の指導員と当法人の指導員との共同による交通安全教室の在り方について調査、研究を行う。

(5) 長野県公安委員会が行う自動車運転免許試験に対する協力

長野県公安委員会が実施する運転免許試験に当たり、当法人が所有する自動車教習コースを提供するほか、長野県警察交通機動隊の白バイ運転訓練施設として提供する。

(6) その他の事業活動

① 自治体との協働

交通安全対策は地方自治の責務であるが、市町村が地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進するためには、警察や交通関係団体との連携、相互協力が必要である。なかでも、市町村がより効果的な交通安全教育を推進するために、当法人が無償で交通安全教育を実施していることを周知させ、当法人の活用を積極的に働き掛ける。

② 交通安全教育技能の底上げ

長野県警察が主催する「長野県警察交通安全教育技能コンクール」を後援し、警察職員の交通安全教育技能の向上を図り、効果的な交通安全教育による交通事故防止を推進する。

③ 交通安全教育器材の開発と普及促進

交通安全教育現場の経験豊富な指導員の『現場の声』を吸い上げ、実用的で廉価な交通安全教育器材を業者との連携によって開発してきたが、この経験を活かし、さらに効果的な交通安全教育器材を開発する。